**６　犯罪被害者の支援**

**（１）犯罪被害者の支援に対する法律改正・制度創設の経緯の認識の必要性**

　犯罪被害者の支援の必要性が社会的に認識されたのは、20世紀が終わろうとしているころのことであり、その認識に基づく法改正や制度の創設に関しては今世紀に入ってからのことである。それ以前は、被害者が知らない間に加害者が逮捕・起訴され刑事裁判も終了していたということすら珍しくない状況であった。被害者支援の本来あるべき姿、今後の被害者支援を考えていくためには、被害者の問題が古くからある新しい問題であり、発展途上の分野であることの認識とこれまでの法改正・制度創設の経緯に対する理解が重要である。

**①　犯罪被害者保護二法**

2000（平成12）年に｢刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律｣が成立し、証人尋問の際の、証人への付添い、ビデオリンク方式による証人尋問等(刑事訴訟法第157条の2～4等)、被害者等による被害に関する心情その他の意見の陳述(同法第292条の2)の各制度が創設され、性犯罪の告訴期間が撤廃された（同法第235条第1項)。同時に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が成立し、裁判長は､被害者等が傍聴できるように配意しなければならないとされ（同法第2条）、目的に限定があるものの､公判係属中であっても､訴訟記録の閲覧・謄写が認められることになった（同法第3条）。さらに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の手続きが創設された(同法第4条～第7条）。

**②　2008（平成20）年から施行されている制度**

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪あるいは刑法176条から178条等の罪名に制限はあるが、被害者等若しくは法定代理人が被告事件の手続に参加し、被告人や情状証人に質問し、最終意見陳述もできるようになり（被害者参加制度、刑事訴訟法316条の33から39）、これにあわせて公判記録の閲覧及び謄写の要件が緩和され、被告人及び共犯者により、継続的あるいは反復して行われた同種余罪の事件の被害者についても、損害賠償請求権の行使のために、公判記録の閲覧・謄写を認める規定が新たに設けられ、国選被害者参加弁護士制度も創設された。また、公開の法廷における性犯罪等の被害者の氏名等の秘匿（刑事訴訟法290条の2）、証拠開示の際における被害者特定事項の秘匿（同法299条の3）の規定も設けられた。

重大犯罪の故意犯に限られているが、刑事被告事件の被害者等が訴因で特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求を、刑事被告事件を担当する裁判所に提起し、当該裁判所が刑事事件の証拠を流用して損害賠償の可否及び額を審理決定する制度も創設された（損害賠償命令制度）。

少年事件に関しては、殺人など重大事件の少年審判に被害者や遺族の傍聴を認める改正少年法が施行され、民事訴訟に関しては、刑事訴訟法において認められてきた証人尋問における付添人・遮へい措置・ビデオリンク方式による尋問の各制度が証人尋問及び当事者尋問においても導入されることになった（民事訴訟法203条の2及び3、同法204条）。

**③　被害者に対する情報提供**

被害者連絡実施要領が1996（平成8）年に制定され、身体犯・ひき逃げ事件の被害者等に対して、警察から捜査状況（被疑者検挙まで）、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況などの情報提供がされるようになった（被害者連絡制度）。1999（平成11）年から、検察庁が、被害者の希望により、被害者に対し事件の処分結果、公判期日、裁判結果、判決確定後の被告人に関する事項等を通知する制度も行われている（被害者通知制度）。加害者情報を被害者に知らせる制度として、2007（平成19）年12月1日から、成人の加害者については、保護観察官を通じて、被害者の心情を加害者に伝えたりする制度が、加害少年については、少年院に送られた少年の居場所や退院の時期を知らせる制度が始まっている。

**（２）今後の課題について**

**①　経済的支援の充実**

　被害者や遺族に対する経済的支援については、損害の補償や弁護士費用等の負担を公費で行うべきとの観点から政府の犯罪被害者等施策推進会議において協議されてきたが、従前からある犯罪被害者等給付金の最高額を引き上げるだけで、根本的な解決はなされていない。犯罪被害者等給付金の制度だけでは、治療費や生活費などが必要となる状況下で、即応性やその金額において被害者に対する経済的支援としては、不十分であり、引き続き、経済的支援の必要性について訴えていく必要がある。

**②　損害の実質的な回収方法の模索**

　現在、民事訴訟や損害賠償命令等、被害者が加害者に対し、その損害の賠償を求めていく法制度は存するものの、加害者の資力はないことがほとんどであり、実際に支払われることは少なく、結局、被害者としては絵に描いた餅を受け取るに過ぎない。

　北欧では回収庁などの名称で加害者への求償を担う組織があることから、これを参考として、行政側が立替えた賠償金を行政において加害者に求償していく制度についても検討していく必要がある。

**③　地方自治体における犯罪被害者支援の促進**

　市区町村（基礎自治体）は、第一に被害者支援の窓口となる存在と考えられているところ、東京都内においても、被害者支援に積極的な中野区や杉並区などと、消極的な自治体との間では格差が生じてしまっている。

　また、犯罪被害者の加害者に対する損害賠償債権を譲渡することを条件とした立替金の支給など総合的な被害者支援の条例を定めた兵庫県明石市や海外で犯罪被害に遭った住民への一時金支給を定める茨城県潮来市など、特徴的な条例も制定されている。被害者支援条例のモデル案については日弁連法務研究財団の研究班によって研究がなされており、その成果を踏まえて、自治体に対する働きかけも行っていく必要がある。

**④　ワンストップ支援センターの拡充**

　性犯罪・性暴力被害者の支援のための施策として、現在、被害者がそこへ行けば必要十分な支援を受けることができる、ないし、必要十分な支援へつながる連携体制が整った組織である、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、各地方公共団体において設立され始めている（第4次男女共同参画基本計画で平成32年までに各都道府県に最低１か所とする成果目標が設置された）。

　日本弁護士連合会においても、都道府県にワンストップ支援センターの最低１か所の設置と国による全面的な財政支援を求める2013(平成25)年4月18日付け「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」を発表している。

　東京には1983（昭和58）年に東京・強姦救援センターが設立された後、2012（平成24）年にレイプクライシスセンターつぼみと性暴力救援センター東京が設立されたが、基本的にボランティアの民間団体である。東京都も2015(平成27)年7月15日から、性暴力救援センター東京と連携して相談体制を強化し、24時間365日確実に相談を受け付けるという性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業を開始しているが、基本的には、民間支援団体に依存した事業であり、十分な公的な支援がなされているとは言いがたい状況であって、さらなる改善を求めていく必要がある。

**⑤　被害者庁の創設**

このような現状を包括的に解決する方策として、現在、日弁連被害者支援委員会においては、被害者庁創設の必要性を訴えている。2014（平成26）年9月には、ノルウェーの暴力犯罪補償庁、市民庁、スウェーデンの被害者庁などを視察している。また、2015（平成27）年10月30日には、東京三会と協賛して、ノルウェーの暴力犯罪補償庁の長官と広報官を招いて被害者庁創設に向けたシンポジウムを開催している。いずれの国も、犯罪により死亡または障害を負った被害者に関しては、加害者に対する損害賠償について、国が被害者に支払った後に、国が加害者に対して求償していく制度を採用している。両国とも付帯私訴の国であるが、重大犯罪による被害者については、資力に関係なく弁護士費用も国が負担する制度になっている。そして、これらの補償や弁護士費用の支出、加害者に対する求償権行使に加え、被害者の精神的支援などを行っているのが、被害者庁である。

①から⑤までの被害者支援改善の必要性については、2017（平成29）年の人権擁護大会の第一分科会において取り上げることが決まっており、被害者庁設立や被害者に対する新たな補償制度の創設について、日本弁護士連合会として、宣言をしていく予定である。